

第167回統計委員会 議事録

1 日 時 令和3年8月27日（金）9:03～9:15

2 場 所 W e b 会議

3 出席者

【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、岩下 真理、川崎 茂、神田 玲子、
清原 慶子、佐藤 香、嶋崎 尚子、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、宮川 努

【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、財務省大臣官房総合政策課企業統計分析官、
厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部長

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、日本銀行調査統計局参事役、東京都
総務局統計部長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、小山次長

政策統括官（統計制度担当）：吉開政策統括官、佐藤統計企画管理官

4 議 事

諮問第155号の答申「毎月勤労統計調査の変更について」

5 議事録

○北村委員長 定刻より少し早いですが、皆様おそろいのようなので、ただ今から第167回統計委員会を開催いたします。

本日は伊藤委員が御欠席です。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略いたします。

本日は、議事次第のとおり、答申について説明があります。本日はこのような議事といたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 皆様、お手元に資料を御準備いただいていると思われませんが、画面上でも資料を事務局にて投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者などにおかれましては、御発言の際に必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。スムーズな運営に向けまして、御協力お願いいた

します。

○北村委員長 それでは、議事に入ります。

諮問第155号、毎月勤労統計調査の変更の答申案について、津谷部会長から御説明をお願いいたします。

○津谷委員 ありがとうございます。それでは、毎月勤労統計調査の変更に関する答申案について報告いたします。

本件については、本年6月の統計委員会に諮問されて以降、2回の部会審議を行い、書面審議による議決を経て、資料1のとおり答申案をまとめました。今回お示ししている答申案は、基本的に、先月末の統計委員会において報告した部会の審議状況の内容を文書化したものですので、本日はポイントを絞って、簡潔に御報告いたします。

それでは、資料1の答申案を御覧ください。まず、1ページの承認の適否ですが、全体的な結論として、今回の変更については、承認して差し支えないと判断いたしました。ただし、審議の過程において、計画の修正が必要との意見を示した部分がございます。具体的には、次の「(2)理由等」で説明いたします。

まず、「ア 東京都への調査の移管に伴う調査系統の変更」については、東京都の常用労働者500人以上の事業所のうち、令和元年6月から国が直轄で調査していた事業所について、令和4年1月分調査から東京都が調査を実施するものです。この変更については、東京都の500人以上規模の全数調査を可及的速やかに履行するために採られた措置を解除し、本来の調査系統に戻すものであること、また、報告者の混乱が生じないような円滑な業務の移管について、厚生労働省と東京都との調整が進んでおり、円滑に移行できる見通しであることから、適当と評価しております。

次に、2ページの「イ 特別調査の公表の期日の変更」については、本調査のうち、常用労働者1人以上5人未満の事業所を対象に実施している特別調査の公表の期日を1か月繰り下げ、調査を実施した年内から翌年1月末までに変更するものです。特別調査は、毎年8月1日から9月10日までに実施し、年内に公表することとしております。しかしながら、12月上旬に取りまとめる調査対象事業所名簿と調査票に不整合がある場合には、12月中旬に再集計が発生することがあります。このため、正確な統計を確実に公表・提供できるように公表期日を繰り下げるものです。厚生労働省が特別調査の結果を利用している行政機関に確認したところ、国民経済計算や産業連関表の推計に当たって影響はないとの回答を得ており、また、一般利用者に対しては、公表期日の変更についてあらかじめホームページで情報を提供するなど、周知に努めるとしてしております。こうしたことから、調査票の回収から審査・集計に至るまでの業務の実施状況を踏まえ、利活用に大きな支障のない範囲で公表期日を繰り下げるこの変更については、やむを得ないと評価しております。

続いて、「ウ 調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更」についてです。具体的な変更点は3ページの表3に示しておりますが、まず、記入済みの調査票の保存期間の変更と、全国調査及び特別調査に係る保存責任者の変更については、保存期間の始期を明確にしつつ、厚生労働省の他の月次の基幹統計調査と平仄を合わせるものであり、統計作成上も支障がないことを確認いたしましたので、適当と評価しております。また、表内の枠の一番

下、地方調査について、調査票の内容を記録した電磁的記録媒体を厚生労働省において永年保存するという変更については、平成29年1月の諮問第97号の答申における今後の課題等を踏まえた対応であり、適当と評価しております。

ここまで主な変更点3点について説明いたしましたが、4ページの「エ その他の変更事項」として、調査計画の記載の詳細化についても紹介いたします。この変更は、実態に合わせて調査計画上の記載を詳細にするもので、いずれも形式的なものですので、おおむね適当と評価しております。ただし、従来パートタイム労働者の性別労働者数を調査しているにもかかわらず、調査計画案の報告を求める事項に性別が記載されておりませんでしたので、この際、男女別に把握している事項と把握していない事項が明確に分かるよう、表4のとおり修正する必要があることを指摘しております。

以上が今回の変更内容に関する部会としての評価ですが、次に、2として、基本計画への対応状況や過去の答申時の課題への対応状況をまとめております。まず、「(1) 公的統計の整備に関する基本的な計画への対応状況」については、5ページの表5を御覧ください。具体的方策の①と②については、ローテーション・サンプリングへの全面移行等に関する部分について、厚生労働省では、更なる精度向上に向けて、「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に「毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ」を立ち上げたと同っており、一定程度対応が進んでいるが、引き続き状況を注視する必要があると評価しております。また、具体的方策の③、本調査と労働力調査の調査方法等の相違点の整理、情報提供の充実については対応済みであり、適当と評価しております。

次に、「(2) 過去の答申における今後の課題への対応状況」については、6ページの枠内を御覧ください。このうち、引き続き状況を注視する必要があると評価した2項目について説明いたします。諮問第141号の答申における検討課題のうち、③の常用労働者5人以上30人未満の事業所に対する郵送調査の導入による影響の分析について、厚生労働省は郵送調査導入からおおむね1年が経過することから、今後、各都道府県の実施状況を確認し、分析を行うとしております。このため、引き続き状況を注視する必要があると評価しております。また、諮問第124号の答申における検討課題のうち、①の調査計画に記載された事業所を対象とする調査の履行について、厚生労働省は、令和3年1月と令和4年1月の部分入替実施時に段階的に調査対象事業所を増加させ、令和4年1月以降は調査計画どおりになる見込みとしております。このため、一定程度対応が進んでいるが、引き続き状況を注視する必要があると評価しております。これら以外の検討課題については、いずれも対応済みであり、適当と評価しております。

私からの説明は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明について何か御質問、御意見等はございますでしょうか。この件については先月も御説明がありましたし、それほど大きな問題はないと思うので、取りまとめさせていただきます。

今回諮問された変更点は、いずれも、毎月勤労統計に関して残された課題のうち、速やかに取り組む課題に相当するものです。部会において丁寧に審議がなされ、適切に整理い

ただいたものと評価いたします。調査実施者においては、毎月勤労統計の更なる精度向上に向けて、中長期的に取り組む課題についても引き続き対応していただきたいと思えます。

それでは、答申案についてお諮りいたします。毎月勤労統計の変更について、本委員会の答申は資料1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村委員長 ありがとうございます。それでは、答申案のとおりといたします。

津谷部会長をはじめ、人口・社会統計部会に所属された委員の皆様、部会での御審議どうもありがとうございました。

○津谷委員 ありがとうございました。

○北村委員長 本日の議題は以上です。

それでは、次回の委員会の日程について、事務局から御連絡いただきます。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は9月29日水曜日午前に開催する予定です。実開催の場合には、場所は若松庁舎の7階の大会議室を予定しております。

以上です。

○北村委員長 以上をもちまして、第167回統計委員会を終了させていただきます。